



「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」の創設について

市内の飲食店において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生したことを受けて、市民の皆さまが安心して店舗を利用できるよう、下記のとおり、3密対策に積極的に取り組む飲食店を認証する制度を創設します。

なお、バー・キャバレー等の接待を伴う飲食店については当該認証制度の対象とはなりません。が、別途専用のチェックリストを作成し、PCR検査の案内とともに3密対策に積極的に取り組むよう周知してまいります。

記

1 認証の要件

(1) 来店者への感染予防

店舗入口での手指消毒、順番待ち等の対人距離(1m以上)、レジ等の遮断(アクリル板等は毎日清拭)、支払い方法等

(2) 食事・店内利用における感染予防

衝立等の設置(アクリル板等は毎日清拭)、グループ間の対人距離(1m以上)、予約制の導入など密集の防止、料理の提供方法(各人専用のトング使用)等

(3) 従業員の感染予防

マスク・フェースシールドの着用(鼻と口を覆う)、業務開始前の検温、定期的な手指消毒(30分毎)、適正な距離を保った接客等

(4) 施設・設備の衛生管理

換気設備の設置、ドアノブなどの手指の高頻度接触面の定期的な消毒等

(5) 感染者発生に備えた対応方針

はままつ LINE コロナ身守りシステムの導入、利用者から感染者が出た際の協力等

2 対象店舗

市内 約3,000店舗

3 申請書の提出

(1) 受付開始日 令和2年8月7日(金)

(2) 申請方法 オンライン申請又は郵送申請

4 現地調査

申請者と日程調整の上、市職員が現地又はオンラインで申請内容を確認します。



5 ステッカーの交付

認証店舗には、安全・安心な飲食店であることを証明するステッカーを交付します。

6 認証店舗の公表

認証店舗は市ホームページ等で店舗名、住所を公表するとともに、オープンデータとしても情報を公開します。

7 その他

(1) 認証制度の詳細は、別添「安全・安心認証制度」のとおりです

(2) 接待を伴う飲食店向けのチェックシートは、別添「接待を伴う飲食店専用チェックリスト」のとおりです

(3) 認証制度創設に伴い、「浜松市3密対策補助金」の補助対象期間を9月末まで延長する。